

横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ

暑中お見舞い申し上げます



2018年5月1日 神奈川県・横浜メーデー（沢渡中央公園）にて

◎弁護士

畠山 穂	関守麻紀子	田井 勝	後藤 愛
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	鈴木兼一郎
高橋 宏	浅川 壽一	鈴木 啓示	

◎事務局

塙本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

年金減額訴訟と 世代間公平論

弁護士 高橋 宏



全国各地で、年金減額訴が闘われています。国は、我が国の年金制度は、現役世代の支払った保険料を財源に高齢者世代が年金を受給する賦課方式という仕組みになつてている。このため、急激な高齢化社会を迎

え、多数の高齢者の老後を、少子化世代が支払った保険料で賄うことになり、現役世代の負担が重くなり過ぎる。そこで、世代間の公平を図るために、年金受給額を引き下げる必要がある、と説明してきました。

しかし、実は、この国の説明ですが、調べてみるとどうでもないものでした。

我が国の年金制度は、国が説明する賦課方式ではなく、将来の老後に備えて支払った保険料を積み立て、それを財源に、老齢年金を受給する完全積立方式という仕組みとして創られたものだつたことが

判明しました。そして、今日に至るまで、その仕組みを、積立方式から賦課方式に変更する等ということを決めたことは、一度もないことが解りました。

この仕組みであれば、少子高齢化社会に突入したとしても、自分たちの世代が積み立ててきたものを、自分たちの世代が将来受け取るだけのことです。高齢者世代が多くなつたとしても、それは、現役世代の保険料負担とは、関係がないことです。國の言うような世代間公平ということは全く問題にはなりません。

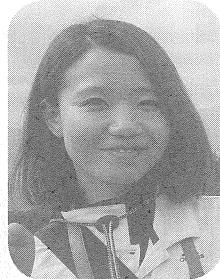
歴史的には、総評時代の労働組合が年金保険料を引き下げるべく、賦課方式の仕組みとするのを要求したことがありました。が、政府は、将来の年金給付費用として積み立てることを理由に、これに応じませんでした。それを今度は、政府の巨

大な投機資金と化していく160兆円を超える積立金を、極力減らさないようすべく、年金支給額を減額する口実として、世代間扶養の仕組みであるとし、世代間の公平を図る必要がある、と喧伝しているに過ぎません。

國のこの欺瞞的な説明の正体を、法廷でも、社会的にも、明らかにし、私たち国民が、この世代間公平論に引きずられないと、いよいよにするこ

許せない!

生活扶助基準のさらなる引下げ!



弁護士 後 藤 愛

2018年4月1日、生活扶助基準が改正され、同年10月から施行されることになります。この改正により、67%の世帯で、最大5%の生活扶助費が引き下げられます。

高齢世帯の生活扶助費は、都市部の単身世帯で8.3%、夫婦世帯で11.1%と、それぞれ大幅に削減されます。

また、子どもがいる世帯では、都市部の夫婦子2人世帯では、13.7%も大幅削減され、母子加算が平均月額約2万1000円から平均月額1万7000円

に、3歳未満の児童養育手当が1万5000円から1万円に減額されます。

安倍総理大臣は、2018年の施策方針演説において「格差の固定化は決してあつてはならない。貧困の連鎖は断ち切らなければなりません。」と高らかに宣言していましたが、このような子育て世帯の生活扶助費の削減は、まさに子どもの貧困対策に逆行するものです。

この生活扶助基準の引下げの根拠になっているのは、「下位10%の低所得世帯の消費水準との均衡」ですが、2013年にも、同様の理由で生活扶助費が引き下げられました。2013年も、全国各地で訴訟が提起されて、全国各地で訴訟が提起さ

れ、生活保護利用者が「こんな比較はおかしい!」と声を上げているのに、国は、全く耳を傾けていません。

また、2013年の生活扶助費引下げのときには、物価(生活扶助相当CPI)の下落も理由にされました。しかし、

2014年から2016年にかけて生活扶助相当CPIは0.9%上昇していますが、今回の基準改正では物価は考慮されません。

物価の変動を生活扶助基準に反映させるべきであると考えているわけではありませんが、国は、2013年の生活扶助費引下げの際に、「物価変動を生活扶助基準に反映させることは正しいことである」と主張してい

るのですから、その主張を維持する以上は、物価が下落したときだけではなく、物価が上昇したときにも、これを生活扶助基準に反映させるべきです。

国がこのような都合のいい理由を持ち出して生活扶助基準の引下げを行つてることからしても、2013年の基準引下げも今回の基準引下げも、生活保護費を削減するという目的あります。生きあつたことは明らかです。

生活保護は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)」を保障する憲法25条に基づく制度です。

2013年～2015年の生活扶助費の引き下げにより、生活保護利用者は、親戚・友人付き合い、お風呂や読書などささやかな楽しみすら奪われました。このようななさやかな楽しみは、文化的な最低限度の生活といえるのでしようか。これ以上、生活保護利用者の生活を逼迫させ、ささやかな楽しみ・人らしい生活を奪う生活扶助費の削減は、絶対に許せません。

近年、政府による公文書の管理に関する問題が次々と判明しています。森友学園問題では、財務省理財局が、森友学園との国有地取引に関する決裁文書を改ざんしたことが判明しました。さらに、加計学園問題では、愛媛県の職員が作ったメモの中に、柳瀬唯夫・元首相秘書官が「首相案件」



政府による

公文書管理の崩壊

弁護士 海 渡 双 葉

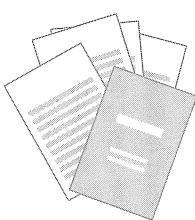
と発言したと書かれた文書が見つかったにもかかわらず、柳瀬氏は「記憶の限りではお会いしたことはない」と述べました。イラク日報問題では、防衛省がこれまで「存在しない」としてきた自衛隊のイラク派遣の際の活動報告（日報）が存在することが明らかになりました。イラク派遺の複数箇所で「戦闘」という文言が記されていることも判明しました。

公文書管理法1条は、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共

有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」であり、公文書を適切に保存・利用することで、「その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようになります。」としています。しかし、現実は、公文書管理にすることを目的とする」という当然の前提が崩壊しつつあり、政府による公文書の隠蔽・改ざんが常態化しているのではないかと疑わざるを得ない状況と言えるでしょう。

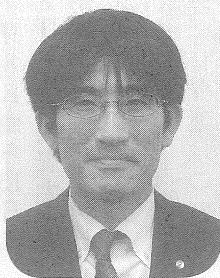
私は、原発事故情報公

開弁護団において情報公開訴訟に取り組んでいますが、事故関係者の聴取結果書の多くは未だに不開示とされています。公文書は本来、主権者たる国民のものであるという公文書管理法の根本に立ち返るべきだと考えています。



米軍横田基地への オスプレイ配備

弁護士 中 村 晋 輔



防衛省と在日米軍は、本年4月3日、本年夏頃にCV-22オスプレイ5機が陸揚げされ、横田基地に飛来しました。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（会長・都知事・副会長・羽村市長）は、昨年11月、日本政府に対し、CV-22オスプレイの配備の前倒しについて通報していましたにもかかわらず、日本政府は18日間にわたり公表を行いませんでした。この点について、河野太郎外務大臣は「米側から、調整が整うまでの間は公表を控えるよう要請された」と答弁しました。地方自治体からの要請よりも米側の要請を優先した日本政府の対応は、日本国がアメリカ合衆国の属国であることを再確認するものとなりました。

開発段階から墜落事故が多発したオスプレイは、「空飛ぶ棺桶」とも揶揄されており、すでに配備がなされている沖縄でも墜落事故が発生しています。市民の安全を脅かすオスプレイは、日本国内に1機たりとも配備されるべきではありません。



横浜ノース・ドックを離陸するオスプレイ、
リムピース・鰐和太郎氏撮影

ドイツ、イタリアの 基地調査に参加して

弁護士 関 守 麻紀子

4月8日から15日まで、日弁連の調査チームの一員として、ドイツとイタリアの米軍基地（NATO軍基地）を訪れました。日弁連はこれまで、偏頗な日米地位協定を改定すべきとの提言を行ってきているといふ、他の国

で実情を知り、改定提言に役立てるために調査を実施したもののです。他の国 地位協定について公表されている文献は多くはあります。最近になり、伊勢崎 賢治・布施祐仁共著「主権なき平和国家 地位協定の国際比較

からみる日本の姿」（集英社）が刊行され、また、沖縄県が他国 地位協定調査を実施するなど、
http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/chuu_kan.html 他の国 地位協定との比較の必要性も認識されるようになってきています。そのようなタイミングでの訪欧でした。

調査の詳細は、いずれ公表さ



アンスバッハ飛行場を外部から視察している様子(ドイツの地方紙に掲載)

基地の周囲は緑地や林であり、厚木基地、岩国基地、普天間基地や嘉手納基地など、鉄網製のフェンス越しに米軍基地と市民

の生活領域とが隣接している、「町の中に基地がある」という状況とは全く異なりました。

また、市民のみならず、自治体が基地被害解消のために積極的に行動しているという印象を受けました。ドイツでもイタリ

アでも、米軍基地（NATO軍基地）の使用に関し、自国の法規が適用され、米軍の行動についても当局の同意・承認が必要であることから、そもそも自国民政府を交渉・訴えの相手方となしうることが、その要因であると感じました。



飛行差止めの訴えがごとごとく排斥され続けています。きわめて大きな違いを感じました。

ドイツもイタリアも、自身もNATOに加盟し、他国に軍隊を駐留させている立場にあるからこそできることであり、日本とは事情が違う、という見方もあるかもしれません。しかし、相互性を持ち出さずとも、自国内においては他国軍隊であっても自国の法に従つてもらうことは、可能であると考えます。「ドイツの利益のために」、「ここはイタリア」という言葉をしばしば耳にしました。

市民の基本的な権利を守るという考え方が、市民にも、行政にも深く根付いていることを感じさせられました。

ドイツもイタリアも、自身もNATOに加盟し、他国に軍隊を駐留させている立場にあるからこそできることであり、日本とは事情が違う、という見方もあるかもしれません。しかし、相互性を持ち出さずとも、自国内においては他国軍隊であっても自国の法に従つてももらうことは、可能であると考えます。

五・三 県民のつどい

弁護士 浅川壽一



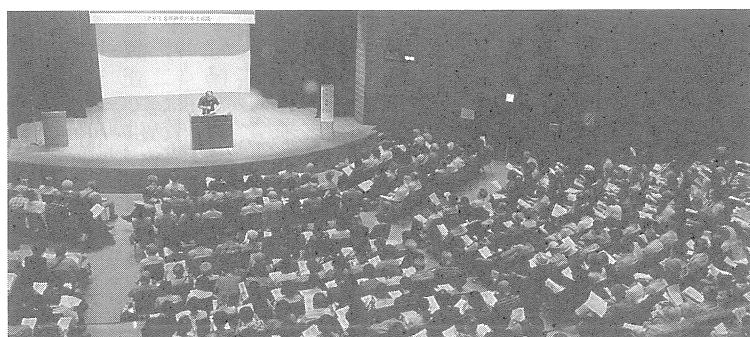
戦前戦中の弁護士の制服を着用

今年も、私が事務局長を務める神奈川憲法会議は、五月三日の憲法記念日に、大規模な学習会を開催しました。今年も八百人を超える方々が参加してくださいました。永山茂樹東海大学教授から「安倍改憲の本質？九条改憲を許さないために」、永田亮弁護士から「国民投票の落とし穴」の二講演のほか、安倍改憲に反対し運動を拡げて行こうというアピールを採択しました。

来年は、おおきなホールを借りての開催を計画しています。数年前から、参加頂く方々の数は衰える気配なく、東京で大規模な集会が開催されているにもかかわらず、神奈川憲法会議の

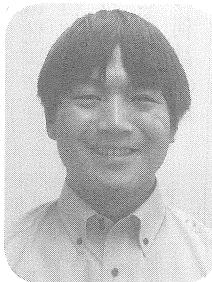
た。終演後はデモ行進を行い、三百人ほどの方々が参加くださいました。

一人が一人、仲間を増やせば、大きな力となります。改憲に反対する声の高まりを、よく現しているものです。



5・3県民のつどい

現在、法制審議会では、少年法の適用年齢の引き下げの是非が議論されています。選挙での投票権が18歳以上に与えられ、民法の成人年齢も18歳となつたことに伴つて、現在20歳未満に適用されている少年法が適用されているのを18歳未満に引き下げるか、という議論です。あらゆる法律は統一して18歳とか、20歳とか決



+

少年犯罪は凶悪化・増加している?

弁護士 鈴木 兼一郎

まつていた方が分かりやすいかもしれません。しかし

、投票権・民法の成人年齢は18歳以上となつても、

飲酒や喫煙ができる年齢は20歳以上で変わりませんか

、すでに統一できていな

いのです。

飲酒でいうと未熟者の健

康であつたり、それぞれの法律には目的があるため、

少年法も法律の目的から年齢を決めればよいのです。

ざっくりいようと、少年法

は「少年の健全な育成」が

目的です。実は、少年法の適用を受けているのは18歳・19歳が半数近くを占

止に役立っています。

また、よく少年犯罪は凶悪化・増加しているから、

もっと厳しくすべきで、甘

い少年法は改正すべきだ

という意見もあるよう

です。しかしながら、実際は

少年事件は急激に減少し、

ピーク時から見て4分の1

くらいの件数しか発生しておらず、凶悪事件も大幅に

減少しています。このよう

な誤った認識が広まるの

は、残虐な事件の、残虐な部分を詳細に伝える新聞・

テレビの報道があるかもし

れません。少年法は甘いわけではなく、成人であれば

起訴猶予・罰金で終わる事

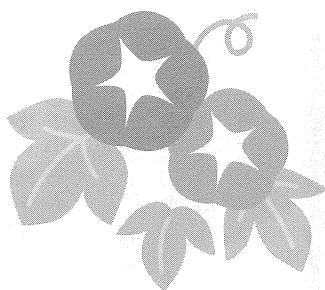
件が、少年の場合には少年院送致されることも少なくありません。

世論調査では、現在も引き下げには賛成の立場が多いようです。もし、

世論調査がこのままだと、日本の将来を担う少

年を支える制度を大きな誤解をしたまま悪い方向に変更してしまうことになります。

皆さんにも身近な問題だと思います。ぜひこの問題に関心を持っていただければと思います。

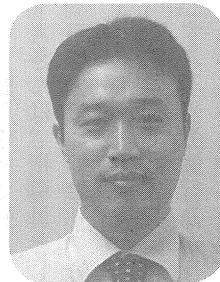


一大きくなつたら僕は博士になりたい。そしてドラえもんに出てくるようなタイムマシーンをつくる。僕はタクミマシーンに乗つて、お父さんの死んでしまふ前の日に行く。そして、『仕事に行つたらあかん』ついうんや。』

この文書は、長時間労働による過労自死によつて父親を奪われた子どもが書いたものです。お父さんへの強い愛情にあふれた彼の夢を、子どもの夢だといつて笑うことは、人として許されることではないでしよう。

長時間労働の弊害と過労死・過労自死のために何名の方が亡くなつたのでしょうか。何名の方が、大切な家族を奪われたのでしょうか。

過労自死の悲劇が語られるよう



**A
T
L
A
N
T
I
C**

弁護士
田渕大輔

シヨナル制度という、労働者を**ジ**際限なく働かせることを合法化する制度を作つてしましました。この制度について、成果に応じて賃金を支払う脱時間給制度である、などという全くの虚偽の説明が行われています。また、労働時間の規制を取り払うことで、労働者が自由に自分の働く時間を決めることができるようになる、労働者にも意義のある制度だなどといふ喰飯ものの説明もあります。

しかし、高度プロフェッショナル制度の本質が、労働者の命と健康を守るために重要な労働時間の規制を緩めるものであることは明らかです。今でさえ、長時間労働によって多くの労働者が苦しんでいるのに、この制度ができたことで、その苦しんでいる人々が救われるのでしょうか。

政府・与党は、そして高度プロフェッショナル制度が必要だという人々たちは、あと何人の人が亡くなつたら、自分たちの誤りに気付いてくれるのでしようか。

それなのに、長時間労働によつて働く人の命が奪われ、不幸が生み出されている現状は、不理不尽極まりないものです。特に、長時間労働などというものは、みんながその気になれば、今日からでも無くすことができるのでですから、より一層、理不尽に対する怒りは募ります。

先日、高度プロフェッショナル制度に反対する集会の中で、ある野党の国会議員が発言していました。「一人一人の力は微力ではあるが、無力ではない。」確かに、一人一人の力は微力ですが、長時間労働を許さないと、いう意識が社会に広まれば、過労死・過労自殺の原因となる長時間労働の根絶は必ず実現できるはずです。

これ以上、子どもたちに悲しい文書を書かせない、悲しみにくれる遺族を増やさない、そのため長時間労働を無くしたい。その思いを、一人でも多くの方と共有し、過労死・過労自死の無い社会を実現したいと切に願うものです。

教習指導員が草むしりいか 自主退職かを強いられる

弁護士 德永吉彦



いました。

ある日、Aさんは、教習所内で教習を行っている最中、睡魔に襲われ、ほんの数秒意識が遠のいた際に教習生が自損事故を起こしてしまいました。もちろん、Aさんはこの事故の非があることを認め、深く反省し、相応の懲戒処分も覚悟していました。

Aさんは、指導員として教習業務を行つており、労働組合の支部長を務めていました。この学校では、労働組合に対する不当労働行為が行われており、直近でも労働委員会から不当労働行為が認定されて

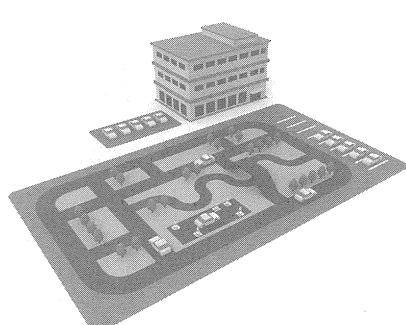
職するようにも迫りました。

正当な手続も踏まず、行為に 対する相当性も欠いた違法な退職強制と言わざるを得ない状況でした。その後も、期間

組合の支部長であることを理由に行われたことが明らかになりました。このような事態を打開するため、労働組合は何度も団体交渉を申し入れてきましたが、実質的なやりとりが行われることはなく、事故から1年以上もの時間が経過してしまいました。もちろん、その間も草むしり業務は命じられました。

現在労働委員会において、審理を行つていますが、なんとしても解決できるようがんばります。

ところが、会社は、この事故を奇貨として、Aさんに対し、草むしりを命じ、懲戒解雇処分を言い渡したのです。そして、それが嫌なら自主退



鎌倉自動車学校事件の

解決と今後の課題



弁護士 清水俊

えます。

団体交渉の場で、被害女性のセクハラ事件は組合のでっち上げだと述べたことなどに対する不当労働行為救済申立事件は、中央労働委員会において和解解決しました。和解内容は、会社がセクハラ防止策を設けること、会社顧問弁護士が原則として団体交渉に出席しないこと、解決金を支払うことといったものです。昨年11月に被害女性が訴えるセクハラ被害をすべて認めめた東京高裁判決が出たことが、この和解につながったと言

しかし、残念ながら根本の問題は解決されていません。会社は、中央労働委員会の場で、会社としてはセクハラなしと判断しているため加害者の懲戒処分はないと述べました。裁判所の認定すら無視する会社の態度に、「ここまでなのか…」と唖然としました。

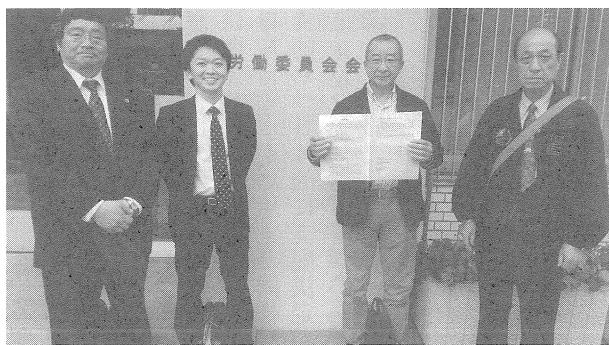
さらに、本件によつて、神奈川県労働委員会の方が裁判所よりも立証のハードルが高かつたという矛盾も浮かび上がりました。事実の立証の程度について、民事裁判では「証明」(事実の存

在に確信を抱いた状態)まで必要ですが、労働委員会では「疎明」(事実の存在が一応確かめられています)。組合・組合員を不當労働行為から簡易・迅速に救済するために立証の程度をあえて低くしているのです。

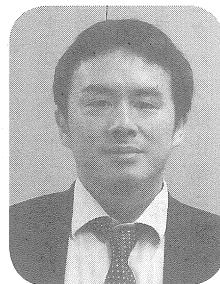
しかし、本件の神奈川県労働委員会は、セクハラの事実を認めませんでしたが、他方、より高度な立証を求められる民事裁判においては、労働委員会とほぼ同じ証拠を用いてセクハラの事実をすべて認めたのです。裁判所での「証明」よりも労働委員会の「疎明」の方が厳しいという矛盾が明らかとなりました。

今後も鎌倉自動車学校の職場の正常化、労働委員会の健全化に努めていきたいと考えています。

もなければ、労働者側の救済に厚いとも言えません。その要因は、その後の行政訴訟等を意識し過ぎるあまり、不当労働行為の簡易・迅速な救済という本来の意義を忘れ、質・量ともに過度な立証を求めていることにあります。



左から弁護士高橋宏、弁護士清水俊、組合支部長、本部役員



派遣先の「使用者性」を認める画期的な命令（日産不当労働行為事件）

弁護士 田 井 勝

りとして大きな社会問題となり、神奈川県下の日産自動車・日産車体の工場等で働いていた5人が、契約解除ないし雇止めの無効と、従業員としての地位確認を求め、横浜地裁に提訴しました。

裁判では、2016年、最高裁で上告棄却・上告不受理となり、残念ながら原告らの訴えは退けられました。

しかし、裁判と並行して、原告の加入する労働組合が、日産自動車との団体交渉を申入れ。

これに対し、日産自動車は、自動車と日産車体に団体交渉を拒み入れ。これが、リーマンショックによる経営不況を理由とし、グローバルで全体の約2万5000人の人員削減を発表したことによる事件です。当時、国内で約8000人の非正規労働者（派遣労働者・契約社員等）が契約解除・雇止めとなり、派遣切

入れ内容を一切聞き入れない形式団交に終始しました。

一方、日産車体は、同社に地位確認を訴える原告2名の関係で団体交渉を一応開くも、同社も同じく、形式団交に終始しました。

そこで組合は、日産自動車・日産車体の行為が不当労働行為（労働組合法7条）に該当するとして、誠実に団体交渉に応じよ、と労働委員会に申し立てたものです。

労働委員会では、特に、日産自動車が団体交渉を拒否した原告2名との関係で「使用者」に該当しないとして団体交渉を拒否。また、契約社員であった原

告との関係では団体交渉を開くも、日産自動車は組合側の申し立て、派遣先の日産自動車が立てる「使用者性」を認めることで、この問題が解決されました。この結果、日産自動車が雇用主と同様に現実かつ具体的に支配決定できる地位にあったとして、「使用者」と認めました。

いわゆる派遣切り事例において、派遣労働者の労働組合が、派遣先と団体交渉を通じ、雇用の存続・労働条件について話し合うこと認められる途を作るものであつて画期的です。

残念ながら日産自動車が異議を出したため、たたかいは中央労働委員会に移りました。当該5名は皆、心身ともに疲れ、体調を崩しながら、それでも職場復帰をもとめて、争議を続けています。

9年もたたかいが続きながら、いまだ解決できていないことは大きな問題です。今回の命令は私たちにとって大きなニュースでしたが、喜ぶのはまだ先です。

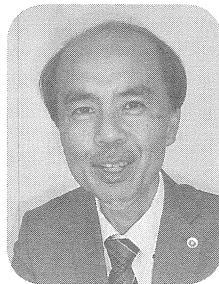
最終解決を目指して、頑張っていきます。

職場のパワーハラでメンタルを発症し休職していた職員2人が、使用者である社会保険労務士(社労士)団体に復職を求めた裁判で勝利判決を得ました。裁判所は、産業医と結託して2人を失職させた社労士団体の判断が不合理であるとして、2人の復職を認めたものです。

裁判を起こしていたのは、社労士が運営する労働保険事務組合「神奈川SR経営労務センター」の職員2人です。

職員2人は、職場ぐるみで嫌がらせを受けたうつ状態になりました。その後、2人は体調が回復し、「就労可能」とする主治医の意見書を付けて復職を申請しました。しかしSRは、具体的的理由を示すことなく2人とも就労不能であると決め付け、退職扱いとしました。

2人が裁判を起こすと、驚く



社労士団体と産業医の無法明らかに 職員2人の地位確認請求訴訟で勝利判決

弁護士 北神英典

職場ぐるみの 嫌がらせで休職

裁判を起こしていたのは、社労士が運営する労働保険事務組合「神奈川SR経営労務センター」の職員2人です。

訴えを起こした職員のうち1人は、パワーハラや嫌がらせを理由にSRに過去2回裁判を起こし2件とも勝っていました。しかし産業医は、裁判で否定されたパワーハラの加害者側の供述を一方的に信用し、2人に根拠のない病名を付けていました。

社労士、産業医の 職責違反



180510判決後の記者会見。写真左から清水俊弁護士、北神英典弁護士、2人の職員

国家資格ですが、SRの社労士たちは、過去裁判で負けた事實を無視し、今も自分たちの非を認めようとしないません。産業医も、その信用を利用して、従業員の不当なクビ切りを正当化しようとしたのです。SRも、産業医も、職責を大きく裏切っていると言わざるを得ません。



建設アスベスト事件

一人親方も勝訴

弁護士 近藤ちとせ

一人親方が国に対して

全面勝訴!

2018年3月14日、東京高裁第10民事部は、建設アスベスト訴訟東京ルート事件において、

裁判所が認めることを認めた。

事件の高裁判決が、去年の10月

27日、国と製造メーカーの責任

を認めていました。今回の東京

高裁10民判決で画期的だったの

は、それまで裁判所が認めてこ

なかつた一人親方や中小零細事

業主の原告に対する責任を、全

国で初めて認めたことでした。

事件の高裁判決が、去年の10月27日、国と製造メーカーの責任を認めていました。今回の東京高裁10民判決で画期的だったのは、それまで裁判所が認めてこなかつた一人親方や中小零細事業主の原告に対する責任を、全国で初めて認めたことでした。

一人親方の問題点と

これまでの判例の態度

わが国の建設業界では、ゼネコンなど元請事業者が、労務費

コストの削減や、安全管理等の事業者の責任を免れたりするた

め、作業者と雇用契約を結ば

ず、請負契約を締結して使用し

てきました(建設業の下請化・外注化)。この下請化・外注化

の結果、建設業界はゼネコンが

起点となつて、その下請けがま

た下請けに発注し、その下請け

裁判ですが、我が事務所のメンバーも多数参加する横浜ルート

がまた下請けに発注するという重層下請構造が形成されてきました。この重層下請構造の下、建設現場には雇用された労働者だけでなく、多様な業種の一人親方や零細事業主等が混在して、建築物を完成させてきたのです。一人親方等は、労働者と何ら変わらず、建築現場で発生する石綿粉じんに曝露し、重篤な石綿関連疾患に罹患しました。

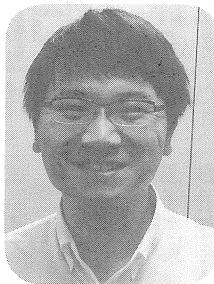
今後の展開について

東京高裁10民判決によつて、一人親方等に対する国(の)責任も認められた以上、国が無用な争いを続けることはもはや許されません。すでに原告の半数以上が死亡している現状や、アスベスト関連疾患による労災認定数は毎年1,000名を超える現状を踏まえれば、国による本件の早期解決が必須です。そのためには、「建設アスベスト被害者救済基金」を創設することが求められています。弁護団としても、基金創設に向けて、これまで以上に力を注いでいきたい

いとしてきました。これに対して今回の、東京高裁第10民事部判決は、一人親方

等が建設現場において重要な地位を占めている社会的事実、一人親方等の生命・身体及び健康上の利益が侵害されたことを考慮すると、安衛法に基づく労働者に対する規制権限不行使が違法となる場合、労働者とともに建設現場において、石綿粉じん作業に従事する一人親方等で、労災保険特別加入制度の加入資格を有する者の利益は、国賠法1条1項の適用上、法律上保護される利益に当たるとしました。

等が建設現場において重要な地位を占めている社会的事実、一人親方等の生命・身体及び健康上の利益が侵害されたことを考慮すると、安衛法に基づく労働者に対する規制権限不行使が違



司法修習生の給費制廃止 意見訴訟の東京高裁不当判決

弁護士 鈴木 啓示

私が司法修習生になつた平成23年（新65期）より、修習生に対する給費制（月約23万円）が廃止され、修習生は無給制（かつアルバイト原則禁止）の下で約1年間の修習を受けることになりました。

生活の糧を借金（貸与金）や親族の援助に頼らざるを得なかつた私達は、給費制

の廃止は不当だとして、自ら原告となつて司法修習生の給費制廃止違憲訴訟を提起し、併せて政治への働きかけ（ロビー活動）を行つてきました。その甲斐あつて、今の修習生（71期）から、月13万5000円の給付金を支給する法改正がなされました。それまで無給制で過ごした65～70期の元修習生には何ら手当がされず、「谷間世代」の問題が残りました。

そんな中、平成30年5月

16日、全国各地で提訴した給費制廃止違憲訴訟のうち、初めての高裁判決が東京高裁で言渡され、結果は請求棄却（控訴棄却）でした。

東京高裁の判断は、基本的に東京地裁での一審判決をなぞつただけのものでした。が、「平成29年改正によって、谷間世代が何ら手当でされていないのは不公平である」という高裁での新主張に対しても、「谷間

世代の問題を軽視したあまりに乱暴な判断だと思います。今年の7月からは、65期の貸与金の返還が始まり（年間30万）、給費制廃止の弊害が現実のものになります。

今後は、今回の判決の上告や他の裁判所での審理も続いていくので、裁判所に對してこの谷間世代の問題にしつかりと向き合い、給費制の廃止は誤りであつたという判決が勝ち取れるよう取り組んでいきます。

死後事務委任



弁護士 高橋由美

えています。

「死後事務委任」 つて知っていますか？

高齢者の方で、お子さんがいなかつたり、お子さんがいてもそのお子さんが障害をお持ちだつたりなどして、ご自分の亡くなつたあと、最後の入院費用の支払いや、お葬式を出すなどの死後すぐに必要となる事務的な作業をやる人がいらっしゃらないケースが増えています。これを「死後事務委任」として知っていますか？

これらの事務は、民法の原則では、死亡した方の相続人が行うのですが、相続人が存在しないなかつたり、相続人が存在しても連絡が取れなかつたり、障害をお持ちで事務を担当なかつたりする場合には、裁判所が相続財産管理人を選任したり、相続人に後見人を選任したりして対応することになりますが、これらの選任手続きには、通常時間がかかります。

そこで、生前、ご自身が弁護士など専門家に死後すぐの事務を委任することが認められています。これを「死後事務委任契約」といいます。

死後事務委任契約を締結すると、自分の死後に、生前自分が描いたご葬儀を行う事ができます。私がこれまで受任した方では、キリスト教式のお葬式を行う方や、お葬式はいらぬから海上に散骨してほしい等のご要望があり、私が受任者としてこれらを執行しました。

誰しも訪れる人生の終わりですが、その終わりを託す人がいない、と思つていらっしゃる方は、是非一度弁護士にご相談ください。

横浜合同法律事務所

*切り取らずにお持ちください

無料相談券

*必ずお電話で予約をしてください。

電話045-651-2431

有効期限 2018年8月～12月

この券をお持ちいただけると
当事務所でも1回
無料でご相談
いただけます